新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱

令和2年4月27日 雇経第20-11号 令和2年5月1日 雇経第20-16号 令和2年5月7日 雇経第20-21号

(趣旨)

- 第1条 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金(以下「協力金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この要綱で「宿泊事業者」とは、令和2年4月25日において現に旅館業法 (昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けている者(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。)をいう。
- 2 この要綱で「宿泊予約の延期等」とは、宿泊事業者が、その運営する宿泊施設の宿泊予約(令和2年4月25日から同年5月31日までの間の宿泊に係るものに限る。)をしている者に対して宿泊予約の時期を将来に延期することを依頼するなどの調整を行い、当該宿泊予約を延期し、若しくは取り消し、又は施設の営業の休止により宿泊者を受け入れないことをいう。
- 3 この要綱で「協力事業者」とは、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する ための対策として施設の営業を休止し、又は営業の規模を縮小し、宿泊予約の延 期等を行うことにより、県の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための 対策に協力した宿泊事業者をいう。
- 4 この要綱で「協力事業者団体」とは、多数の協力事業者で構成される団体をいう。

(交付の目的)

第3条 この協力金は、県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大 の防止に協力をした宿泊事業者に対して協力金の交付を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、もって本県の観光の安全及び安心を確保し、将来の観光旅行者の来訪を促進することを目的とする。

(協力金の交付)

第4条 知事は、各協力事業者が行った宿泊予約の延期等により縮減した宿泊予約 の数(宿泊予約者の延べ人数をいう。)に6千円を乗じた額に施設の営業を休止 した日数(令和2年5月7日から同年5月31日までの間の施設の営業の休止に係

- るものに限る。)に6千円を乗じた額を加えた金額(1宿泊施設当たり12万円を上限とする。)の合計額について、予算の範囲内において協力事業者団体に一括して協力金を交付する。
- 2 知事は、協力事業者団体又は各協力事業者が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合は、当該協力事業者団体又は協力事業者に対して協力金を交付しないこととする。(協力金の交付の申請)
- 第5条 協力事業者団体は、協力金の交付を受けようとするときは、各協力事業者 の申請をまとめて協力金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。) を知事に提出しなければならない。
- 2 申請書には宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類を添付しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上、協力金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書(第2号様式)により各協力事業者にその旨を通知するとともに、交付決定通知書(第3号様式)により協力事業者団体に当該交付の決定に係る協力事業者への配分額を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、協力金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて協力金の交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による交付の決定に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 知事は、申請書の審査等により協力金の交付について疑義等が生じた場合、指 摘事項を各協力事業者に通知し、補正を求めることができる。
- 5 知事は、第1項の規定による交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定に係る協力事業者の屋号を公表するものとする。
- 6 知事は、申請内容が交付の決定をすべき要件に該当しない場合、遅滞なく、理由を付して、その旨を協力事業者団体及び当該交付の決定に係る協力事業者に通知しなければならない。

(協力金の支払い)

第7条 協力金は、前条第1項の規定による交付の決定をした後に支払うものとする。

- 2 協力事業者団体は、前項の規定により協力金の支払いを受けようとするときは、協力金支払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 協力事業者団体は、協力金の支払いを受けたときは、直ちに、第4条第1項の 金額を各協力事業者に対して支払わなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による支払い事務等に必要となる費用を協力金と併せて協力事業者団体に交付することができる。

(状況の報告等)

- 第8条 協力事業者団体及び各協力事業者は、宿泊予約の延期等を行ったことを証する書類を5年間保存しなければならず、知事からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。
- 2 協力事業者団体は、前条第3項の支払いを行ったことを証する書類を5年間保存しなければならず、知事からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。
- 3 協力事業者団体及び各協力事業者は、施設の営業の休止又は営業の規模の縮小の状況その他協力金の交付に係る事項について、知事からの求めがあったときは、その旨を報告しなければならない。

(交付の決定の取消し及び協力金の返還命令)

- 第9条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第6条第1項の規定による交付の決 定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 協力事業者団体又は協力事業者が、第6条第3項に基づく知事の付した 条件に違反した場合
  - (2) 協力事業者団体又は協力事業者が、虚偽の申請その他不適正な行為を行った場合
- 2 知事は、前項の規定による交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する協力金が交付されているときは、期限を付して当該協力金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 知事はこの要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

(申請に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行日前にされた申請であって、第6条第1項の規定による交付の決定が行われていないものについての交付の決定については、なお従前の例による。

令和2年 月 日

三重県知事宛て

協力事業者団体

住 所: 名 称:

代表者: 印

電話番号:

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙の とおり関係書類を添えて申請します。

協力事業者の数	事業者
協力事業者の宿泊予約延 期・キャンセル数の合計 (4月25日~5月31日)	人泊(※別紙のとおり)
協力事業者の施設の休止 の日数 (5月7日~5月31日)	日(※別紙のとおり)
交付対象協力金額の合計	円
誓約事項 (確認のうえ、口にチェ ックを入れてくださ い。)	□申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。 □虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には協力金を返還いたします。 □風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営んでいません。 □暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
団体の構成員	

- ※ 各協力事業者の申請を別紙(1)の様式を用いて添付してください。
- ※ 施設の営業の休止日数を申請する場合は、自主休業の分かるもの(施設の入り口、ホームページや SNS への掲載等)を必ず添付してください。
- ※ 宿泊予約延期・キャンセル数については、宿泊予約台帳(インターネット上の予約管 理画面を含む。)を必ず添付してください。

令和2年 月 日

## 三 重 県 知 事 宛て

宿泊施設(旅館・ホテル等)

許可番号: 指令 第 号

営業所住所:屋号:法 人 名 称:

代表者: 印

電話番号:

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

## 協力事業者の情報

営業休止等の状況 (※施設営業休止の場合は休止日 数を記入してください)	□施設営業休止(5月7日から5月31日までの休止日数: <u>□</u> □営業規模の縮小
宿泊予約延期・キャンセル数 (4月25日~5月31日) (※別紙宿泊予約台帳のとおり)	人泊
交付対象協力金額 (※宿泊予約延期・キャンセル数 ×6,000円)	円(上限12万円)
誓約事項 (確認のうえ、□にチェックを入 れてください。)	□申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。 □虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には協力金を返還いたします。 □風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営んでいません。 □暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。

- ※ 旅館業法上の許可番号が分からない場合は空欄でも構いません。
- ※ 施設の営業の休止日数を申請する場合は、休止の状況が分かるもの(施設の入り口、ホームページや SNS への掲載等)を必ず添付してください。
- ※ 宿泊予約延期・キャンセル数については、宿泊予約台帳(インターネット上の予約管理画面を含む。)を必ず添付してください。
- ※ ご協力いただいた事業者様の屋号を三重県のホームページ上で公表させていただきます。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

三重県知事

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力 金」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱第6条第1項の 規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

記

- 1. 協力金額は金 円とする。
- 2. 協力事業者団体及び協力事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

三重県知事

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

記

- 1. 各協力事業者の協力金額の合計は金 円とする。なお、各協力事業者の配分額等は別紙のとおりとする。
- 2. 協力事業者団体及び協力事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

## 第4号様式 (第7条2項関係)

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

三 重 県 知 事 宛て

協力事業者団体

住 所: 名 称:

代 表者:

印

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金支払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

- 1. 協力金額 金 円
- 2. 受 取 人 住所 (口座名義) 氏名
- 3. 振込先金融機関 及び支店名
- 4. 預 金 種 別
- 5. 口 座 番 号
- ※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。